

26 高教福第 210 号

平成 26 年 5 月 21 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

E T C割引制度の変更に伴う通勤手当の認定の取扱い等について（通知）

平成 26 年 3 月 31 日をもって E T C通勤割引が終了し、同年 4 月 1 日から E T C平日朝夕割引が開始されたことに伴い、E T C利用者が高速自動車国道を利用する場合における通勤手当の加算額は下記のとおり算出することとしますので、管内の学校へ周知をお願いします。

記

1 算出式

$$\text{E T C平日朝夕割引による片道料金（※）} \times 2 \text{（往復）} \times 21 \text{ 日} \times 20/21 \text{（割引率）} \times 1/2$$

※E T C平日朝夕割引による片道料金は、通常料金の 2 分の 1 の額（10 円未満の端数が生じた場合は 1 円の単位を四捨五入）とする。

2 通勤届の提出

① まず、平成 26 年 4 月 1 日以降に通勤手当について高速自動車国道の通行料金に係る加算額を認定されている者は、その認定されている加算額が上記 1 の算出式で求めた額と同一であるかどうかを、確認してください。

② 次に、比較した結果、算出額と異なる者は、通勤届を学校長に提出してください。上記 1 の算出式により認定額を決定することとなります。

ただし、「諸手当の届出手続等について」（平成 26 年 3 月 5 日付け 25 高教福第 1351 号教職員・福利課長通知）及び「消費税率引き上げ及び高知桂浜道路無料化に伴う通勤手当の取扱いについて」（平成 26 年 3 月 28 日付け 25 高教福第 1519 号教職員・福利課長通知）に基づき、既に通勤届を提出している職員は、新たに通勤届を提出する必要はありません。また、この場合には、既に提出された届出により、上記 1 の算出式により認定額を決定することとなります。

③ 一方、比較した結果、認定した通勤手当の加算額が上記 1 の算出式の額と同一である場合は、届出することも、新たに認定する必要もありません。

④ ②で認定した通勤届（第 1 号様式）の写し、及び新たに認定した通勤手当決定（改定）書（第 2 号様式）（交付用）の写しを、市町村（学校組合）教育委員会経由で教職員・福利課に提出してください。

3 適用年月日

平成 26 年 4 月 1 日

4 関係通知の一部改正等

- (1)「通勤手当の制度改正等に伴う取扱いについて」(平成16年3月24日付け15高教職第1518号教育長通知)の一部改正

○記の第3の1の(2)を次のように改める。

- (2)支給単位期間の特例(規則第13条第2項関係)

次の支給単位期間が始まる前に、当該支給単位期間の中途において、次のアからカまでのいずれかに掲げる事由により、返納が生ずることが明らかな場合には、返納が生じないよう次の支給単位期間を調整し設定することができること。

- ア 定年退職その他の離職
- イ 長期間の研修
- ウ 勤務場所を異にする異動又は勤務公署の移転に伴う通勤経路又は通勤方法の変更
- エ 勤務態様の変更(普通勤務→交替制勤務等)
- オ 産前産後休暇
- カ 育児休業

○記の第4の3の(2)の次に次の(3)を加える。

- (3)「E T Cの利用を常例とする者の片道料金については、E T C割引制度適用後の通行料金とすること。」に改める。

- (2)「E T C利用者に係る高速自動車国道の通行料金の割引に伴う通勤手当の認定の取扱いについて」(平成17年1月13日付け16高教職第1068号教育長通知)を廃止する。

通勤手当決定（改定）書

所 属		〇〇〇立〇〇〇学校		職員番号	〇〇〇〇〇〇		氏 名	〇〇 〇〇						
☐ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等						平均1箇月当たりの通勤所要回数								
普通交通機関等利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出式	運賃等相当額		回数券その他	定期券					
		普通交通機関等の名称	利用区間											
	1					円	(箇月)							
	2					円	(箇月)							
	3					円	(箇月)							
	4					円	(箇月)							
自動車等の額（通勤手当に関する規則第6条の2の額） （自動車等の使用距離 47.7 km）										27,200 円	27,200 円	26年 4 月から 年 月 まで	1 箇月	
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第6条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号				1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額			計	円	※1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円以内の時の通勤手当の額は、上記通勤手当の額の合計額					
1箇月当たりの運等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円を超えるとき					56,200円 × [箇月]			円	年 月から 年 月 まで	箇月				
特別急行列車等利用者	順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他の別	特別料金等2分の1相当額の算出式	特別料金等2分の1相当額		1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額	通勤手当の額	特別急行列車等の支給の始期等	支給単位期間	備 考		
		特別急行列車等の名称	利用区間			回数券その他	定期券							
	1	高速自動車国道	須崎東ICから高知 ICまで	その他	1,070×1/2=535（10円未満四捨五入 540） （540円×2×21×20/21）×1/2=10,800	10,800 円	(箇月)	円	10,800 円	10,800 円	26年 4 月から 年 月 まで	1 箇月	ETC平日朝夕割引	
2					円	(箇月)	円	円	円	年 月から 年 月 まで	箇月			
								計 10,800 円						
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるとき					20,000円 × [箇月]			円	年 月から 年 月 まで	箇月				
決定事項	通勤手当の条項第1項 該当・非該当 ☒ 該当（ ☐ 通勤手当に関する規則第5条） ☐ 非該当 理由				手当額の決定 通勤手当の条項第2項 ☐ 第1号 ☒ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 地域手当の支給される地域 ☐ 育児短時間勤務職員等 （平均1箇月当たりの通勤所要回数 回） ☐ 規則第6条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 通勤手当の条項 ☒ 第3項				取 扱 者 印	校 長	教 頭			係
									通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。 平成 26年 5月〇〇日 職・氏名 〇〇〇立〇〇〇学校長 〇〇 〇〇 印					

新 旧 対 照 表

新	旧
通勤手当の制度改正等に伴う取扱いについて（抜粋） （平成 16 年 3 月 24 日付け 15 高教職第 1518 号教育長通知） 第 3 支給単位期間による通勤手当の支給・返納 1 支給単位期間 （1） 略 （2） <u>支給単位期間の特例（規則第13条第 2 項関係）</u> <u>次の支給単位期間が始まる前に、当該支給単位期間の中途において、次のアからカまでのいずれかに掲げる事由により、返納が生ずることが明らかな場合には、返納が生じないよう次の支給単位期間を調整し設定することができること。</u> <u>ア 定年退職その他の離職</u> <u>イ 長期間の研修</u> <u>ウ 勤務場所を異にする異動又は勤務公署の移転に伴う通勤経路又は通勤方法の変更</u> <u>エ 勤務態様の変更（普通勤務→交替制勤務等）</u> <u>オ 産前産後休暇</u> <u>カ 育児休業</u> （3） 略 2～6 略	通勤手当の制度改正等に伴う取扱いについて（抜粋） （平成 16 年 3 月 24 日付け 15 高教職第 1518 号教育長通知） 第 3 支給単位期間による通勤手当の支給・返納 1 支給単位期間 （1） 略 （2） <u>支給単位期間の特例（規則第13条第 2 項関係）</u> <u>次の支給単位期間が始まる前に、当該支給単位期間の中途において、定年退職その他の離職、長期間の研修、勤務態様の変更（普通勤務→交替制勤務等）、産前産後休暇、育児休業により、返納が生ずることが明らかな場合には、返納が生じないよう次の支給単位期間を調整し設定することができること。</u> （3） 略 2～6 略

第4 特別急行列車等を利用する場合における特別料金等の加算措置

1 略

2 略

3 高速自動車国道を利用する場合における通勤手当の額の算出

(1) 略

(2) 略

(3) E T Cの利用を常例とする者の片道料金については、E T C割引制度適用後の通行料金とすること。

第4 特別急行列車等を利用する場合における特別料金等の加算措置

1 略

2 略

3 高速自動車国道を利用する場合における通勤手当の額の算出

(1) 略

(2) 略

○通勤手当の制度改正等に伴う取扱いについて（通知）

（平成16年 3 月24日 15高教職1518号高知県教育長通知）

改正 平成17年 9 月 8 日 17高教職第571号

改正 平成17年12月26日 17高教職第945号

改正 平成26年 5 月21日 26高教福第210号

公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号。以下「条例」という。）、通勤手当に関する規則（昭和33年人事委員会規則第10号。以下「規則」という。）及び人事委員会委員長通知「通勤手当の運用について」（昭和33年11月 4 日付け33人委第266号。以下「人委通知」という。）の一部が改正され、平成16年 4 月 1 日から施行されることに伴い、通勤手当に関する制度が改正されることとなります。

これに伴う通勤手当の取扱い等は下記のとおりですので、管内学校に周知するとともに適正な取扱いをしてください。

記

第1 用語の意義等

条例、規則、人委通知及びこの通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）支給単位期間 1 箇月を単位とする通勤手当の支給の単位となる期間をいう。
- （2）交通機関等 通勤のために利用する交通機関又は有料の道路をいう。
- （3）普通交通機関等 特別急行列車等以外の交通機関等をいう。
- （4）交通用具 通勤のために使用する自動車、自動二輪車、自転車等をいう。
- （5）特別急行列車等 特別急行列車、高速自動車国道等をいう。
- （6）1 箇月当たりの運賃等相当額 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額を支給単位期間の月数で除して得た額をいう。
- （7）最長支給単位期間 2 以上の交通機関等を利用する場合等において、当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間をいう。

第2 制度改正の概要

- 1 交通機関等利用者に対する通勤手当の額の算出において、定期券の利用が最も経済的かつ合理的である場合には、3 箇月又は6 箇月定期券による価額を基礎とすることとされたこと。
- 2 通勤手当の支給は、支給単位期間ごとに一括支給することとされたこと。
- 3 離職、通勤経路又は通勤方法の変更、支給要件の喪失等の事由が生じた場合には、支給された通勤手当を返納させる規定が設けられたこと。

第3 支給単位期間による通勤手当の支給・返納

1 支給単位期間

支給単位期間は、通勤手当の支給の単位となるものであり、実際に職員が所有する定期券の通用期間とは異なるものであることに注意すること。このため、返納等の処理も手当認定上の支給単位期間により行われることとなる。

(1) 支給単位期間の決定（条例第21条第6項、規則第13条関係）

ア 普通交通機関等又は特別急行列車等に係る支給単位期間は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間であること。（規則第13条第1項）

（ア） 定期券の利用が最も経済的かつ合理的な場合

発行されている定期券の最も長い通用期間に相当する期間（ただし、6箇月の定期券が発行されている場合で、職員が6箇月定期券を利用しない場合は3箇月）

ただし、特別急行列車等に係る通勤手当が支給される場合で、普通交通機関等と定期券が一体として発行されている場合は、特別急行列車等の通勤手当の支給単位期間に相当する期間

（イ） 回数券等の利用が最も経済的かつ合理的な場合

1 箇月

イ 交通用具に係る支給単位期間は、1 箇月であること。（条例第21条第6項）

(2) 支給単位期間の特例（規則第13条第2項関係）

次の支給単位期間が始まる前に、当該支給単位期間の中途において、次のアからカまでのいずれかに掲げる事由により、返納が生ずることが明らかな場合には、返納が生じないよう次の支給単位期間を調整し設定することができること。

ア 定年退職その他の離職

イ 長期間の研修

ウ 勤務場所を異にする異動又は勤務公署の移転に伴う通勤経路又は通勤方法の変更

エ 勤務態様の変更（普通勤務→交替制勤務等）

オ 産前産後休暇

カ 育児休業

(3) 支給単位期間の開始（規則第14条関係）

支給単位期間が開始される月は、次のとおりであること。

なお、休職等（休職、専従、派遣、育児休業又は停職をいう。以下同じ。）の場合は、イ及びウのとおり、その開始が月の初日か月の中途であるかにより取扱いが異なるので、注意を要すること。

ア 届出による場合

通勤手当の支給が開始される月又は通勤手当の額が改定される月

イ 月の中途から2以上の月にわたって休職等となった者が復職等をした場合

復職等をした日の属する月の翌月（復職等した日が月の初日である場合は、その日の属する月）

ウ 休職等又は出張、休暇、欠勤等により、月の初日から末日まで全日数にわたって勤務しないこととなった者が再び勤務することとなった場合（イに該当する休職等から復職等をしないで引き続く場合を除く。）

再び勤務することとなった日の属する月

2 通勤手当の額（規則第6条から第6条の3まで関係、条例第21条第2項第1号関係）

通勤手当の額は、支給単位期間につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額であること。なお、1 箇月当たりの運賃等相当額が56,200円（支給限度額）以下の場合と56,200

円を超える場合とで取扱いが異なるので、注意を要すること。

(1) 交通用具使用者（規則第6条の2関係）

使用距離区分に応じた額

(2) 普通交通機関等利用者

ア 1箇月当たりの運賃等相当額が56,200円以下の場合（規則第6条第3項）

（ア） 定期券の利用が最も経済的かつ合理的な場合

支給単位期間に対応する通用期間の定期券の価額

（イ） 回数券等の利用が最も経済的かつ合理的な場合

通勤21回分の運賃等の額

イ 1箇月当たりの運賃等相当額が56,200円を超える場合（条例第21条第2項第1号）

56,200円×最長支給単位期間の月数

(3) 交通用具と普通交通機関等の併用者（規則第6条の3）

ア 1箇月当たりの運賃等相当額が56,200円以下の場合

(1)と(2)との合計額

イ 1箇月当たりの運賃等相当額が56,200円を超える場合

56,200円×最長支給単位期間の月数

(4) 特別急行列車等利用者の加算額（条例第21条第3項）

ア 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円以下の場合

支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額

イ 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超える場合

20,000円×最長支給単位期間の月数

(5) タクシー又はハイヤーの利用者（規則第6条第3項）

通勤に利用し得る普通交通機関等がタクシー又はハイヤー以外にない場合において、これらを利用して通勤することを常例とするときにおける通勤手当の額は、交通用具使用者の例によること。

3 支給日（規則第10条関係）

通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日に支給する。

4 返納（規則第12条関係）

3箇月又は6箇月定期券の価額により算出した通勤手当を一括で支給した場合において、

(1)に掲げる事由が発生したときは、支給単位期間のうちその後の期間を考慮して(2)に定める額を返納させること（支給単位期間が1箇月のものを除く。）。

(1) 返納事由（規則第12条第1項）

次の区分に掲げる事由が生じた場合は、返納させること。

ア 離職、死亡又は通勤距離が2km未満になった等支給要件を欠くに至った場合（以下「支給要件喪失等」という。）

イ 月の中途において休職等となった場合で、これらの期間が2以上の月にわたる場合（以下「月の中途から2以上の月にわたる休職等」という。）

ウ 休職等又は出張、休暇、欠勤等により、月の初日から末日までの全日数にわたって勤務

しないこととなる場合（以下「月の全日数にわたって通勤しない場合」という。）

エ 通勤経路若しくは通勤方法の変更又は運賃等の額の変更により通勤手当の額が改定された場合（以下「通勤経路等の変更」という。）

（２） 返納額（規則第12条第２項及び第３項）

（１）に掲げる事由が生じた場合には、次に掲げる区分に応じた額を返納させること。

ア 普通交通機関等に係る通勤手当の返納額

次に掲げる区分により返納額を算出すること。

（ア） １箇月当たりの運賃等相当額が56,200円以下であった場合

返納事由	払戻し対象 交通機関等	返納額	事由発生月
ア 支給要件喪失等	全ての普通 交通機関等	事由発生月の末日 に定期券の払戻し をしたものとして 得られる額	当該事由が生じた日 の属する月（その日 が月の初日である場 合はその日の属する 月の前月）
イ 通勤経路等の変 更	変更のあつ た普通交通 機関等		通勤手当の額が改定 される月の前月
ウ 月の中から２ 以上の月にわたる 休職等	全ての普通 交通機関等		休職等を開始した日 の属する月
エ 月の全日数にわ たって通勤しない 場合			全日数通勤がない月 の前月
※月の全日数にわ たって通勤しない こととなることに ついて、その月の 前月の末日におい て予見し難いこと が相当と認められ る場合			全日数通勤がない 月

※ 「予見し難いことが相当と認められる場合」とは、短期間の病気休暇等が連続したこと等により、結果として月の全日数にわたって通勤しないこととなった場合をいう。（（イ）において同じ。）

(イ) 1箇月当たりの運賃等相当額が56,200円を超えていた場合

返納事由	払戻し対象 交通機関等	返納額	事由発生月
ア 支給要件喪失等	全ての普通 交通機関等	①又は②のうち いずれか低い額 ① 56,200円 × 最長支給単位 期間の残月数	当該事由が生じた日 の属する月（その日 が月の初日である場 合はその日の属する 月の前月）
イ 通勤経路等の変 更			通勤手当の額が改定 される月の前月
ウ 月の中途から2 以上の月にわたる 休職等		② 事由発生月 の末日に定期 券の払戻しを したものとし て得られる額	休職等を開始した日 の属する月
エ 月の全日数にわ たって通勤しない 場合		＋ 〔未使用定期券 の価額 ・回数券等の通 勤21回分の運 賃等の額×残 月数 ・交通用具に係 る手当額×残 月数〕	全日数通勤がない月 の前月
〔月の全日数にわた って通勤しないこ ととなることにつ いて、その月の前 月の末日において 予見し難いことが 相当と認められる 場合〕			〔全日数通勤がない〕 月

イ 特別急行列車等に係る通勤手当の返納額

普通交通機関等に準じた取扱いとされていること。（特別料金等の払戻額の2分の1を返納）

(3) 給与からの差し引き（規則第12条第4項関係）

返納が生じた場合は、返納事由発生月の翌月以降に支給される給与から差し引くことができるものとされたこと。

ただし、返納に係る通勤手当を支給した年度に戻入できない場合又は返納額が支給される給与の4分の1を超える場合は、納入通知書により返納させるものとする。

5 運賃の改定に伴う通勤手当の取扱い（人委通知第11条関係第6項関係）

定期券に係る通勤手当を支給されている場合において、支給単位期間中に運賃が改定されたときは、当該支給単位期間の最終日を事実発生日とみなすこと。したがって、返納額は生ぜず、また、通勤手当の額は、次の支給単位期間に係る最初の月に改定することとなる。

この場合において、運賃改定に係る届出については、適宜確認措置をとることにより正規の

届出があったものとして取り扱うこと。

6 通勤手当を支給できない場合（規則第15条関係）

休職等又は出張、休暇、欠勤等により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなる場合は、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給することができないこと。新たな支給単位期間は1の(3)のウのとおり、再び勤務することとなった日の属する月から開始されることとなる。

第4 特別急行列車等を利用する場合における特別料金等の加算措置

1 特別料金等の支給要件

特別料金等を支給できる要件については、次のとおりとされたこと。

なお、異動に伴うこととされていた要件は廃止されたこと。

- (1) 特別急行列車等を利用しない場合の通勤距離が40km以上又は通勤時間が80分以上で、その利用により通勤時間が30分以上短縮されること。（規則第8条関係）
- (2) 高速自動車国道を利用する場合において、次のアからウまでに掲げる区間を利用するときは、30分以上の短縮効果があったものとみなすこと。（人委通知第8条関係）

ア 20km以上の区間

イ 南国IC～伊野IC間

ウ 高知IC～土佐IC間

2 特別急行列車等の片道利用

1の支給要件を満たす者のうち、交通事情に照らして片道のみを利用している者も特別料金等の加算対象とする。この場合における通勤手当の額の算出の基準は、次のとおりとする。

- (1) 特別料金等の加算限度額は、往復利用の場合の2分の1とする。（限度額10,000円）
- (2) 高速自動車国道を片道のみ利用する場合の通勤手当に係る自動車等の使用距離は、往路と復路の使用距離の合計の2分の1とする。

3 高速自動車国道を利用する場合における通勤手当の額の算出

- (1) 自動車等の使用距離は、高速自動車国道を利用する場合における最短の経路の長さによるものとする。
- (2) ETCを利用する者の通行料金に係る加算額の算出については、ETCマイレージサービス10,000円分（10,500円分利用可）の割引率（20/21）を適用し、算出すること。
- (3) ETCの利用を常例とする者の片道料金については、ETC割引制度適用後の通行料金とすること。

第5 長期間の研修等のための旅行をする場合の「勤務公署」の取扱い（人委通知第2条関係第1項関係）

長期間の研修等が月の初日から末日までの期間の全日数にわたるときは、当該研修等に係る施設を勤務公署とみなして取り扱うこと。

ただし、宿泊料が支給されるなど通勤していると認められない場合は、この限りではない。

第6 「通勤届」の様式の変更及び通勤手当の額の決定等の手続

- (1) 「通勤届」の様式が変更され（第1号様式）、通勤手当の支給要件を欠くに至った場合も当該届により届け出ることとなること。（規則第3条関係）
- (2) 所属長は、通勤届の提出があったときは、その届出に係る事実を確認のうえ、支給すべき通勤手当の額を決定（改定）すること。そのうえは、決定（改定）に係る事項を第2号様式「通勤手当決定（改定）書」に記載し、保管するとともに、別途当該決定等に係る事項を記載した通勤手当決定（改定）書に所属長印を押印し、届け出た職員に通知すること。

第7 事後の確認（規則第16条関係）

所属長は、通勤手当を受給している職員について支給要件を満たしているかどうかを、定期券等の提示を求める等の方法により、随時確認すること。

第8 制度の改正時における取扱い

平成16年4月1日における通勤手当の届出及び決定は、次に掲げる区分により行うこと。

1 届出が必要な職員

- (1) 異動等により新たに届出事由が発生した職員
新様式による届出を受け、決定を行うこと。
- (2) 異動等がなく、前年度から引き続き交通機関等に係る手当の認定を受けている職員（交通用具との併用者を含む。）
3箇月（又は6箇月）定期券の価額と回数券等による額とを比較し、廉価なもので認定する必要があるため、新様式による届出を受け、決定を行うこと。ただし、教職員課長が別に定めるものについては、届出は不要とする。
通用期間が平成16年度にわたっている6箇月定期券を利用している職員は、「定期券（6箇月）」で届け出ること。なお、その6箇月定期券の通用期間の終了後、6箇月定期券によらないこととなる場合は、運賃等の負担額の変更として届け出ること。

2 届出は不要であるが、再認定が必要な職員

前年度から引き続き高速自動車国道に係る通行料金の認定を受けている職員
高速自動車国道を利用する場合における通行料金の額の算出について、ハイウェイカード10,000円分（10,500円分利用可）の割引率（20/21）を適用するので、この算出方法により、通行料金に係る額を決定すること。
決定のうえは、第2号様式「通勤手当決定（改定）書」に決定事項を記載するとともに該当職員に通知すること。

3 届出及び認定が不要な職員

異動等がなく、前年度から引き続き交通用具のみの認定を受けている職員